

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学公的研究費等不正防止計画

(平成21年 2月 3日)

学 長 裁 定

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程第7条により、研究費・研究活動の適正な運営・管理を行うため、不正防止計画を以下のとおり定める。

なお、公的研究費等に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、必要に応じて不正防止計画の見直しを行うものとする。

区分	手続等	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
組織	責任体系の明確化	・公的研究費の責任体制が明確でない。	・責任体制の周知するのみではなく、問題が発生した際に誰がどのような責任をとり、大学としてどのようなペナルティーを受ける可能性があるのかを併せて周知する。
意識	意識の向上	・補助金等が公的資金であるという意識が希薄である。 ・教員と事務職員のコミュニケーション不足による意識のずれが生じている。 ・年度末に予算執行が集中する。	・公的研究費に対する説明会や研修会等を実施して研究者及び事務職員等の理解や意識向上を啓蒙する。 ・研究者個人、事務職員個人の考え・知識に依存することなく、交付目的に沿った使用となる共通ルールを策定する。 ・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行い、必要に応じて改善を求める。
管理	管理・監査体制	・研究者(教員)と事務職員の間、事務職員同士の間で統一したルール、理念が共有されていない。 ・執行に制限のある競争的資金等の研究費管理体制を整備する必要がある。 ・監査対象が特定の分野に偏り、長期間監査が実施されていない部署がある。	・大学として統一化したルール作りのために、とりまとめを行う部署の構築を検討する。 ・執行に制限のある競争的資金については、委託元主催で行われる説明会には事務職員だけでなく教員も出席し、意識の向上を図る。 ・監査は実施済の監査内容を踏まえた上で、特定の分野に偏ることのない監査計画の策定及び監査を実施する。
旅費	事前手続	・旅行命令・依頼の事前発令がなされずに出張が行われている。	・事後になると研究目的との整合性や、旅行事案、他の業務との重複が確認できないため、事前申請の徹底を図る。
	旅行実施確認	・実施確認となる旅行報告書(復命書)が事務的に簡潔に作成され、実施確認が十分に行われていない可能性がある。	・用務内容が発表の場合は発表の内容を簡潔に、打ち合せの場合はどの機関の誰とどんな内容の打ち合せを行ったのかを明記する。

謝金等	事前手続	・謝金実施伺が事後に提出されている。	・謝金実施伺は必ず事前に届け出るよう周知を図り、届け出のあったものについては、速やかに処理手続きを行う。
	実施確認	・実施確認(業務時間、業務内容、成果物等)についてどのような確認が採られているのかが分からない。 ・アルバイト学生の業務に対する認識が不十分である。	・実施確認は原則として事務職員等の第三者が行う。
物件費	発注手続	・研究者の発注することのできる範囲が守られていない。 ・発注行為に誤解が生じている。	・緊急性、専門性、金額等、研究者の発注することのできる範囲は規則等を遵守する。具体的には、50万円以上の発注が生じる場合は事務局に事前に連絡を行うように内部、外部に周知する。
	納品・検収	・物品の立替払については、一部検収センターの検収がもれている。	・検収センターにおける検収業務の確実な実施及び検収対象外になっている項目の個別対応策を検討し、検収体制の徹底を図る。
相談	相談窓口	・研究費の執行に関する相談窓口の存在が十分に周知されておらず、不正防止への対応が遅れる。 ・相談窓口が複数存在しているため、ルールの一貫化が出来ていない。	・全教職員(非常勤教職員を含む。)に対して、学内通知及びハンドブックの配布等により相談窓口の存在を周知する。 ・研究費に関わる相談窓口を一本化もしくは、相談窓口間でルールの統一を図り、ホームページや学内メール等で十分周知し、利便性を向上させる。
通報	通報窓口	・通報(告発)を受ける窓口の存在が十分に学外者に周知されておらず、不正防止への対応が遅れる。	・ホームページにより全教職員(非常勤教職員を含む。)及び業者等外部への発信を実施する。 ・業者には定期的に公開URLを載せた紙媒体の案内を配布及び掲示を実施する。
理解	説明会	学内での説明会は実施されているが、学外者への説明が不十分である。	・研究費の取扱いについてホームページでの周知及び、取引業者等学外者に対する説明会・資料の配布等を行い、積極的に理解の促進を図る。
捏造・改ざん・盗用	研究成果の発表	・知の大競争時代が到来し、競争的研究資金の飛躍的増加に伴う獲得競争の激化が進んでいる。 ・研究者(教員)の就職が厳しく狭き門となっている。	・不正防止への取組を関係者の共通認識とする中で、捏造・改ざん・盗用の発覚による甚大な社会的信用の失墜、不正に対する厳罰化等を周知する。 ・パワハラ、アカハラ等による研究者へのプレッシャーに対するケアサポートを周知し、活用を促進する。